

# MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

JANUARY 15TH 2020

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【貿易・投資】

- 米中通商協議 「第1段階の合意」に署名 貿易拡大の数値目標発表

### 【経 済】

- 2019年12月のCPI+4.5% 通年で+2.9%と政府目標の範囲内
- 世銀 2020年の成長予測 中国5.9%、世界2.5%に下方修正

### 【産 業】

- 2019年の携帯国内出荷台数 前年比6.2%減の3.9億台

### 【金融・為替】

- 人民銀行・外管局 2020年の運営方針 「穏健な金融政策」はより緩和的に
- 12月の外貨準備高 2ヶ月ぶりに増加

## ■ RMB REVIEW

- 米中通商合意の合意文書に注目

## ■ EXPERT VIEW

### 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「中華人民共和国外商投資法实施条例」
- 「外商投資情報報告弁法」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

三菱UFJ銀行



### 【貿易・投資】

#### ◆米中通商協議「第1段階の合意」に署名 貿易拡大の数値目標発表

トランプ米大統領と中国の劉鶴副首相は 15 日、ホワイトハウスで両国間通商協議の「第 1 段階の合意」文書に署名したことを発表した<sup>(注)</sup>。昨年 12 月 13 日の両国の合意発表に続くもので、一連の通商協議を巡る合意文書の調印は今回が初めてとなる。

合意文書は 7 項目で構成され、「貿易拡大」の増加目標は、今後 2 年間で中国による米国からのモノ・サービスの輸入額を 2017 年の輸入実績(1,862.9 億ドル)から 2,000 億ドル以上増やすとし、分野別の拡大の内訳も初めて明らかにした(図表 1・2)。米国からの中国の輸入は、年間ベースで貿易摩擦前の約 1.5 倍の水準となる。

【図表1】米中協議「第1段階の合意」文書の概要

項目	概要
①知的財産権	・企業秘密、医薬品関連、原産地表示、商標等の分野における権利保護強化
②技術移転	・外国企業への技術移転強要の禁止 ・行政手続きの透明性・公平性・適法性の確保 ・海外技術の獲得を目的とする対外投資への援助禁止
③農産品	・米国農産品に対する非関税障壁の削減
④金融サービス	・外国企業に対する出資制限や差別的な規制などの参入障壁の削減
⑤為替	・為替政策の運用の透明性向上 ・競争的な通貨の切り下げ、特定の為替レートを目標値とした為替操作の禁止
⑥貿易拡大	・向う2年間で、中国による米国からのモノ・サービスの輸入額を2017年の輸入実績を超える金額となる2,000億ドル以上増やす
⑦紛争解決制度	・合意事項の効果的且つ執行力のある実施のため、公平且つ迅速な紛争解決の枠組みの構築

(出所) 米中政府が発表した合意文書に基づき作成

【図表2】今後2年間の中国の対米輸入額の増加規模(億ドル)

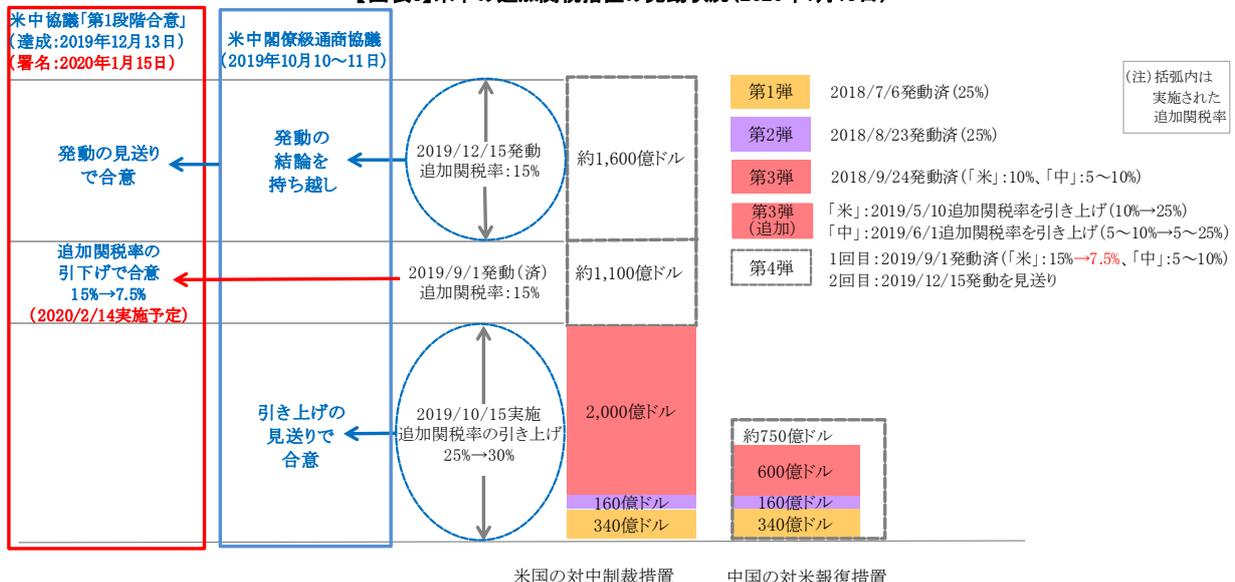
分野	2020年	2021年	2年間合計
工業製品 (工業機械、電気設備・機械、薬品、航空機、自動車、光学設備・医療設備、鉄鋼、その他)	329	448	777
農畜産品 (油料種子、肉類、穀物、コットン、水産物、その他)	125	195	320
エネルギー (液化天然ガス、原油、石油化学品、石炭)	185	339	524
サービス (知的財産権使用料、出張・旅行、金融サービス・保険、クラウド関連サービス、その他)	128	251	379
<b>総額</b>	<b>767</b>	<b>1,233</b>	<b>2,000</b>

(出所) 米中政府が発表した合意文書に基づき作成

合意文書の署名を受け、2019年9月に発動済みの対中制裁関税措置第4弾の1回目分について、2月14日より追加関税率を15%から7.5%に半減すると発表した(図表3)。

なお、今回の合意文書には、中国側が求める米国の対中制裁関税の全面撤廃や、米国側が求める中国の国有企業改革、産業補助金制度の是正等は盛り込まれておらず、トランプ大統領は早期に第2段階の交渉を開始すると発表しているものの、正式な交渉開始時期は決まっていない。

【図表3】米中の追加関税措置の発動状況(2020年1月15日)



(出所) 米中両国政府の発表を基に作成

(注)合意文章の全文は下記米中政府のウェブサイトに掲載されている。

・米 USTR(英文版):

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2020/january/economic-and-trade-agreement-between-government-united-states-and-government-peoples-republic-china>

・中国商務部(英文版・中文版):

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/202001/20200102930845.shtml>

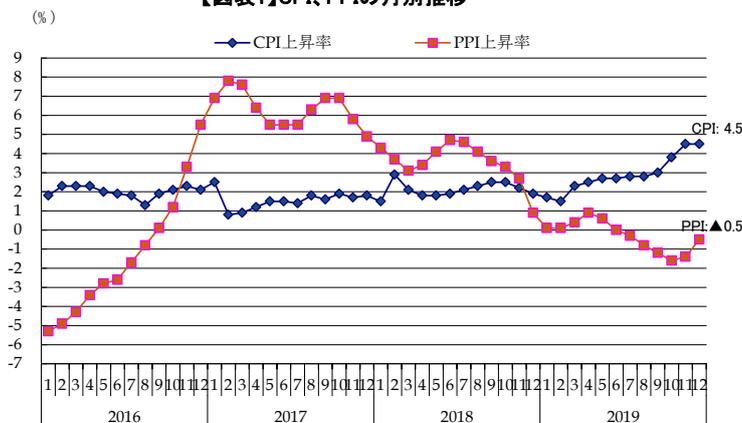
## 【経済】

### ◆2019年12月のCPI+4.5% 通年で+2.9%と政府目標の範囲内

国家統計局の9日の発表によると、2019年12月の消費者物価指数(CPI)は前月から横ばいの前年同月比+4.5%となった(図表1)。2019年通年では、前年比+2.9%(前年:同+2.1%)と前年から上昇したものの、政府の通年目標の「3%前後」に収まった(図表2)。12月のCPIを項目別に見ると、食品が前年同月比+17.4%(11月:同+19.1%)、非食品は同+1.3%(11月:同+1.0%)。食品のうち、豚肉は同+97.0%(11月:同110.2%)と高騰は続いているものの、前月より上昇幅は縮小した。また牛肉が同+20.4%、羊肉が同+11.5%と肉類がいずれも高い上昇率となっている。

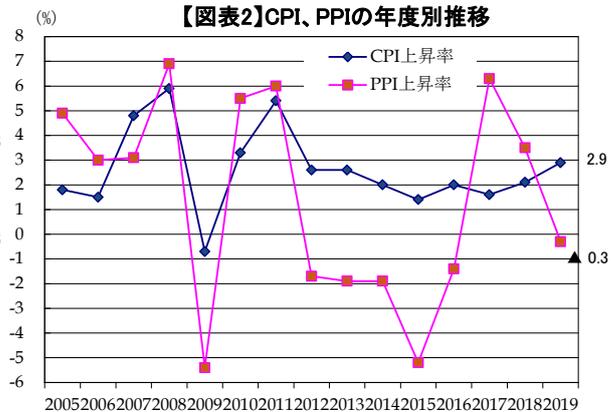
12月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比▲0.5%と、6ヶ月連続のマイナスとなったものの、下落幅は前月より0.9ポイント縮小した(図表1)。通年では前年比▲0.3%(前年:同+3.5%)と前年から大幅に下落し、3年ぶりのマイナスとなった(図表2)。12月の産業別では、化学繊維製造の前年同月比▲11.0%(11月:同▲12.6%)、化学原料・化学製品製造の同▲5.4%(11月:同▲6.4%)などの下落幅が大きく、自動車製造は同▲0.8%(11月:▲0.7%)だった。石油・天然ガス採掘は同+5.8%(11月:同▲11.2%)と前月から大幅に上昇した。

【図表1】CPI、PPIの月別推移



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表2】CPI、PPIの年度別推移



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

### ◆世銀 2020年の成長予測 中国5.9%、世界2.5%に下方修正

世界銀行は8日、最新の「世界経済見通し」を発表し、中国の2020年のGDP成長率について、昨年6月時点の予測より0.2ポイント引き下げて5.9%、2021年も0.2ポイント引き下げて5.8%との予測を示した。1990年以降初めての6.0%を下回る予測で、貿易摩擦による製造や輸出の鈍化に加え、ノンバンクによる融資を抑制する規制強化が内需の冷え込みに追い打ちをかけている点などを指摘した。

世界経済については、2020年、2021年の成長率を、いずれも昨年6月時点の予測から0.2ポイント引き下げてそれぞれ2.5%、2.6%とした。2019年を通して続いた貿易と投資の深刻な低迷からは脱しつつあり、2019年の予測成長率2.4%から僅かに加速するとして一方で、貿易摩擦が再び激化する可能性など下振れリスクがなお優勢との見方を示した。

## <世界銀行の経済成長率予測>

地域	2020年(%)	2021年(%)	解説
世界	2.5 (▲0.2)	2.6 (▲0.2)	・貿易と投資は徐々に回復すると見込む一方、「世界的な貿易摩擦の再燃や主要国の急激な景気悪化、新興国等の金融市場の混乱など下振れリスクがなお支配的」と指摘
中国	5.9 (▲0.2)	5.8 (▲0.2)	・1990年以降初めて6%を割り込むと予測 ・内需の低迷と貿易摩擦の深刻化が、想定以上の景気の下振れを招いている
米国	1.8 (+0.1)	1.7 (+0.1)	・中国との貿易摩擦の影響で企業心理が悪化、製造業が著しく弱含んでいる一方で、失業率は50年ぶりの低水準にあり、賃金の伸びも安定、消費は底堅い
日本	0.7 (±0.0)	0.6 (±0.0)	・2019年10月の消費税増税と台風、中国向け輸出等の落ち込み等の影響を想定。

(出所) 世界銀行「世界経済見通し」(2020年1月改定)を基に作成  
(注) 括弧内は昨年6月時点の予測からの修正幅

## 【産業】

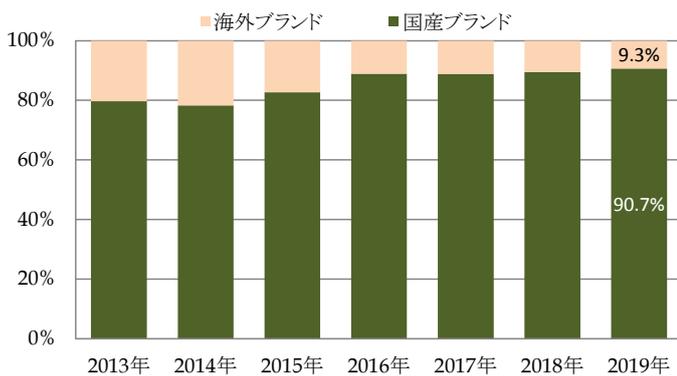
### ◆2019年の携帯国内出荷台数 前年比6.2%減の3.9億台

【図表1】携帯電話の国内出荷台数と伸び率の推移



(出所) 中国情報通信研究院の公表データを基に作成

【図表2】携帯電話の国内出荷台数のメーカー別構成比推移



(出所) 中国情報通信研究院の公表データを基に作成

工業情報化部直属のシンクタンクである中国情報通信研究院が9日に発表した「2019年12月国内携帯市場運営分析報告」によると、2019年の中国国内向け携帯電話出荷台数は、前年比▲6.2%の3.9億台となった。出荷台数は3年連続で前年を割り込んだものの、減少幅は前年から9.4ポイント縮小した(図表1)。

うちスマートフォンの出荷数は同▲4.7%の3.7億台で全体に占める割合は95.6%。うちAndroid機種が91.2%を占めた。

通信規格別では、5G対応機種が1,376.9万台、4Gが3.6億台、3Gが5.8万台、2Gが1,613.1万台。11月から正式にサービスが始まった5Gに対応する機種は、12月単月で通年の約4割に当たる541.4万台に上った。

2019年に新たに発売されたモデルは573機種で、前年比▲25.0%と新機種の投入も縮小が続いている。通信規格別の内訳は、5G:35、4G:399、3G:1、2G:138機種だった。

ブランド別では、国産ブランドの出荷台数が前年比▲4.9%の3.5億台で、全体の90.7%を占めた。携帯電話全体の出荷が縮小するなか、国産ブランドの減少幅は全体より小さく、シェアは前年から0.8ポイント拡大している(図表2)。

IT・通信業界の調査会社であるIDC中国の調査によると、2019年第3四半期の中国でのスマートフォン出荷台数シェアが上位のメーカーは、1位が華為(ファーウェイ)(全体に占める構成比:42.0%)、2位 vivo(同:18.3%)、3位 OPPO(同:16.6%)、4位小米(シャオミ)(同:9.8%)、5位 Apple(同:8.2%)となっている。

なお各種報道によると、華為は、2019年の世界でのスマートフォン出荷台数が前年比+20%の2.4億台に上り、5G携帯の出荷台数は690万台だったと発表した。

## 【金融・為替】

### ◆人民銀行・外管局 2020 年の運営方針 「穏健な金融政策」はより緩和的に

中国人民銀行と国家外貨管理局(外管局)は、昨年 12 月の中央経済工作会議における 2020 年の経済運営方針の決定を受けて、1 月 2~3 日に合同で工作会議を開催し、今年の金融政策と外貨管理の運営方針を決定した。

金融政策については、前年の「穏健な金融政策」を継続としながら、「緩和と引締めを適度に維持」から「柔軟性を適度に維持」に変わり、より緩和方向に向かうものと見られている。金融リスクの顕在化を念頭に、「防止」から「打ち勝つ」と対応姿勢を一段と強める姿勢を示したほか、米中貿易摩擦の影響を考慮して引き続き中小零細企業向けの融資支援を強化する方針を示した。

外貨管理については、世界経済の先行きと金融市場の動向に不透明感が高まるなか、外部要因による衝撃の防止を方針に追加した。また、クロスボーダー資金移動に対する監督管理を一段と重視し、金融システム全体に対するマクロプルーデンス管理と個々の企業・個人に対するミクロ管理を合わせた手法を引き続き実施するとした。

また、デジタル通貨の研究開発や、クロスボーダー決済におけるブロックチェーンの応用など、金融分野のイノベーションを推進することも重点項目に新たに盛り込んだ。

#### <人民銀行・外管局の主な政策運営方針>

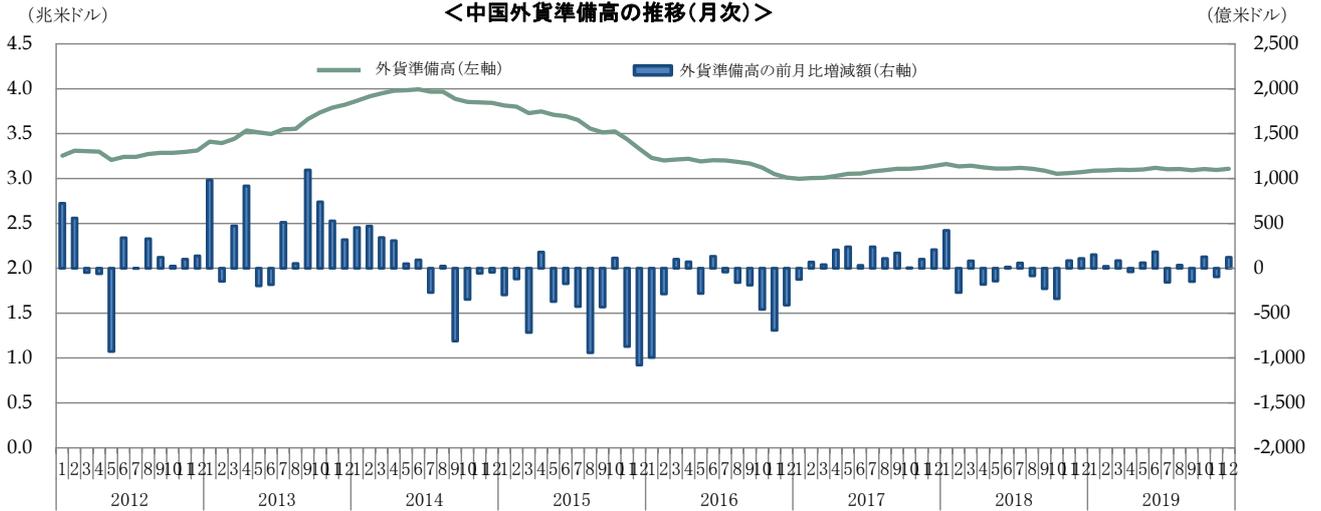
	2019年	2020年
人民銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 穏健な金融政策で緩和と引締めを適度に維持、金利自由化改革の深化、人民元相場の安定維持</li> <li>② 実体経済の支援強化、特に民営企業と中小零細企業向けの融資強化</li> <li>③ 金融リスクの防止・解消、レバレッジ比率の安定化、シャドーバンキングリスクの段階的な解消</li> <li>④ 人民元国際化の推進</li> <li>⑤ 自由貿易試験区・港における外貨管理改革の推進</li> <li>⑥ 金融業の対外開放の推進、「一帯一路」投資・融資協力の推進</li> <li>⑦ 債券市場の発展促進、信用格付・デフォルト対応体制の改善、外国企業による域内起債・域内債券投資の促進</li> <li>⑧ 金融サービス・行政管理レベルの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 穏健な金融政策で柔軟性を適度に維持、金利自由化改革の深化、人民元相場の安定維持</li> <li>② 重大金融リスクに打ち勝つこと、重点金融機関の救済・処理措置の改善</li> <li>③ 中小零細企業の「融資難」問題の解消、供給側改革への金融支援強化</li> <li>④ マクロプルーデンス政策の枠組みの改善、クロスボーダー資金移動の人民元・外貨一元化管理体制の改善・確立</li> <li>⑤ 金融業の対外開放の推進、債券市場の発展・インフラ整備、人民元国際化の推進、自由貿易試験区・港における外貨管理改革の推進</li> <li>⑥ 金融分野の研究開発・応用の強化、デジタル通貨の研究・開発の継続</li> <li>⑦ 金融サービス・行政管理レベルの向上</li> </ul>
外管局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 資本項目の開放促進、QFII制度の改善</li> <li>② 貿易投資の利便性向上(自由貿易試験区、広東・香港・マカオグレーターベイエリア、海南省が重点)</li> <li>③ クロスボーダー資金移動に対する(金融システム全体への)マクロプルーデンス管理と(個々の市場参加者への)ミクロ市場監督管理の両面からの監督管理</li> <li>④ 外貨準備高の安定維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① クロスボーダー資金移動に対する(金融システム全体への)マクロプルーデンス管理と(個々の市場参加者への)ミクロ市場監督管理の両面からの監督管理、国際収支の均衡維持</li> <li>② 資本項目の開放促進、クロスボーダー貿易金融におけるブロックチェーン・プラットフォームの建設促進、自由貿易試験区、海南自由貿易港、広東・香港・マカオグレーターベイエリアの外貨管理改革の先行</li> <li>③ 金融市場の安定性を脅かす外部要因による衝撃の防止</li> <li>④ 外貨準備高の安定維持</li> </ul>

### ◆12 月の外貨準備高 2 ヶ月ぶりに増加

中国人民銀行の 7 日の発表によると、12 月末の外貨準備高は前月より 123 億米ドル増加して 3 兆 1,079 億米ドルと小幅ながら 2 ヶ月ぶりの増加となった。前年末比でも 352 億米ドル(+1.1%)増加した。

国家外貨管理局は 12 月の外貨準備高の小幅な増加は、為替相場と資産価格の変動によるものと分析。2019 年通年について、総じて安定した推移だったとした。

2020 年の見通しについては、世界経済の先行き不透明感が依然として熾り、国際金融市場では急激な変動リスクが増す一方、中国経済は供給側構造改革と対外開放を梃子に安定成長を維持できるとし、外貨準備高も安定した規模を保つとの見方を示した。



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

## RMB REVIEW

### ◆米中通商合意の合意文書に注目

#### ・今週(1/6～)のレビュー

昨年12月後半の人民元対ドル相場は、1月に予定されている米中通商合意文書への署名を睨み、12月31日までに1ドル=7人民元近辺から6.96近辺へと上昇した。31日にトランプ大統領が1月15日に米中通商合意の署名式を行うと発言したものの、1月1日の中国人民銀行による預金準備率引き下げ表明や、2日の米国によるイラン革命防衛隊司令官の殺害を受けたリスク回避的な地合いの高まりを受け、今週6日にかけて一旦6.97台後半まで反落し、同日に今週の週間安値6.9794をつけた。その後米・イラン間の深刻な軍事衝突が一先ず回避される見通しとなったことなどから人民元は再び上昇。9日に週間高値6.9207をつけ、本稿執筆時点では6.93台後半で推移している(第1、2図)。

第1図：人民元対ドル相場(11/1～1/10)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成  
(注) 1月10日午前11時時点

第2図：人民元対ドル相場(2005年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

#### ・米中通商協議の第1段階の合意の署名が予定通り行われることを確信して人民元相場は上昇

昨年12月13日に米中通商協議が第1段階の合意に達したと発表されたものの、米中双方により発表された合意内容の概要が完全に一致していなかったことなどから、人民元対ドル相場には、依然様子見スタンスがみられていた。もっとも、その後12月31日にトランプ大統領が、1月15日に米国で署名式を行うと述べるなど、具体的なスケジュールも発表され、特に合意の信憑性を疑わせるような報道も無かったため、市場は徐々に第1段階の合意の署名が予定通り行われると確信し始めていたと思われる。こうした動きを織り込み、冒頭指摘の通り人民元対ドル相場は、今週昨年8月1日以来の高値となる6.92台まで上昇した。

この間、ドルの名目実効為替レートは、昨年末にかけて下落した後、年初以降は米・イラン間の軍事的な緊張の高まりからリスク回避的な地合いが台頭し、反発に転じていた(第3図)。一方、人民元名目実効為替レートは、昨年末にかけて横ばい推移となった後、年初からは反発に転じた(第4図)。人民元対ドル相場の上昇は、昨年未までは主にドル安によるもの、年明け以降は人民元高によるものであったとみることができる。いずれにせよ人民元名目実効為替レートは、当局が望ましいとみていると考えられる2016年後半以降形成して来たレンジ<sup>1</sup>の下限付近での推移が続いている。

<sup>1</sup> 2016年後半以降形成して来た人民元の名目実効為替レートのレンジは、IMF推計の長期的な均衡レートにも概ね該当しており、中国当局も望ましい価格領域とみていると考えられる。

**第3図：ドル名目実効為替レート(2019年10月以降)**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)**



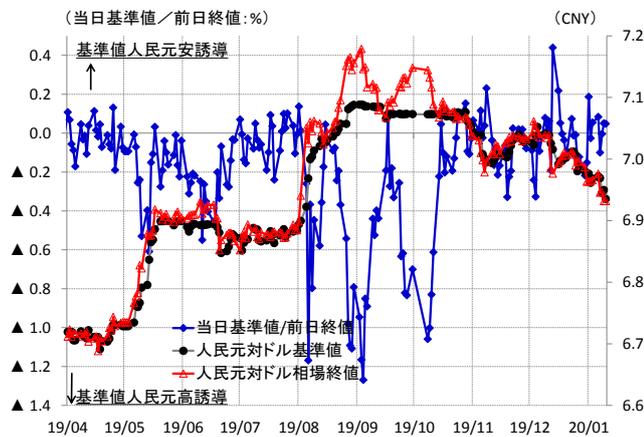
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

**・中国当局が人民元の上昇に対して急激な制御をかける様子はみられず**

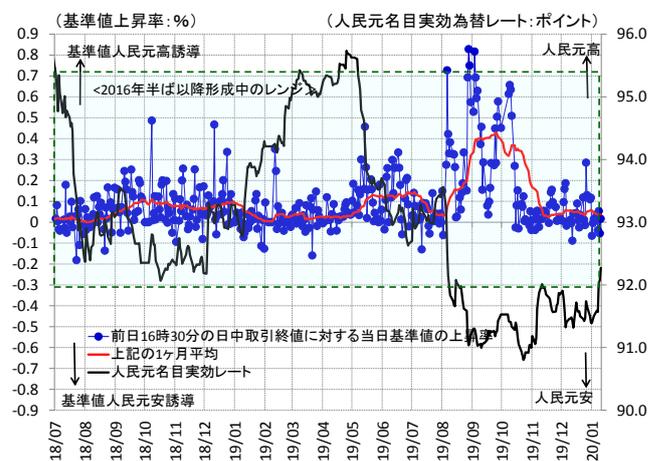
今週の人民元対ドル基準値は、昨年末からの人民元対ドル相場の上昇を受けて、小幅に人民元安バイアスが維持されていたが、急激に相場上昇に抑制をかけるかのような動きはみられなかった(第5図)。第6図は前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レート水準に対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レート水準の比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を定点観測するものである<sup>2</sup>。同比率も、年初から人民元名目実効為替レートが反発する局面において0近辺で推移しており、自然体の推移となっていた。

**第5図：人民元対ドル基準値と人民元対ドル相場**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第6図：基準値設定による人民元誘導スタンス(日次)**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

<sup>2</sup> 現在オンショア人民元の取引は、現地時間9時30分から16時30分まで日中取引が行なわれた後、16時30分から23時30分まで夜間取引が行なわれている。中国人民銀行による毎朝9時15分の人民元の24通貨に対する基準値の設定は、前日日中取引終了時の16時30分から当日7時30分までの人民元名目実効為替レートが安定するように決定するとされている。しかし、実際には人民元高・安方向にバイアスがある場合が多く、これを観測することによって各時点での人民元基準値設定を通じた当局の人民元誘導スタンスを検証したものの。

## ・米中は第1段階の合意の署名を1月15日までにワシントンで行う予定

米中両国は、昨年12月13日までに通商協議における第1段階の合意に達した。同月31日には、トランプ大統領が1月15日に米国で合意文書への署名式を行うと表明(第7図)。今週9日には、中国商務省が、1月13日～15日に劉鶴中国副首相が、第1段階の合意文書への署名のため、ワシントンを訪問すると発表した。今後は署名後に発表されるとみられる合意文書の内容と、米国がその後取り組みたいと表明している第2段階の協議の行方が焦点となって来よう。この点9日にトランプ大統領は、速やかに第2段階の協議を開始するものの、合意は大統領選後になる可能性があると言った。

### 第7図：12月24日以降の米中通商協議の動向

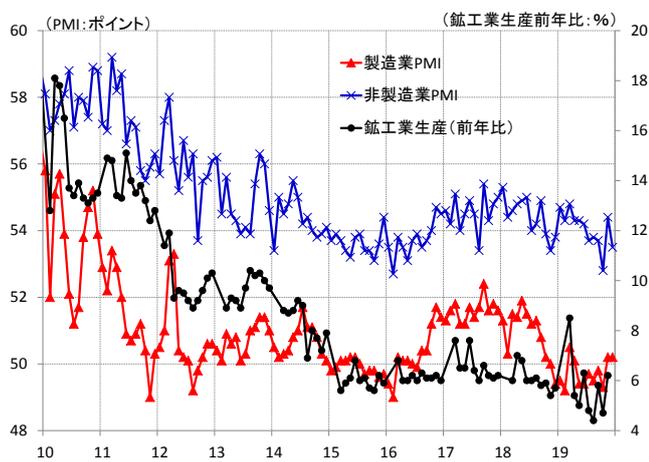
日時	発言者など	内容
12月		
24日	トランプ大統領	中国との第1段階の合意に迅速に署名する。
31日	トランプ大統領	1月15日に米国で第1段階の合意の署名式を行う。
1月		
9日	中国商務省	中国の劉鶴副首相が、13日～15日に米中通商協議第1段階の合意文書への署名のため訪米する予定。
	トランプ大統領	中国との通商協議第1段階の協議後に速やかに第2段階の合意を始めるが、合意は大統領選挙後になる可能性。

(資料) USTR より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

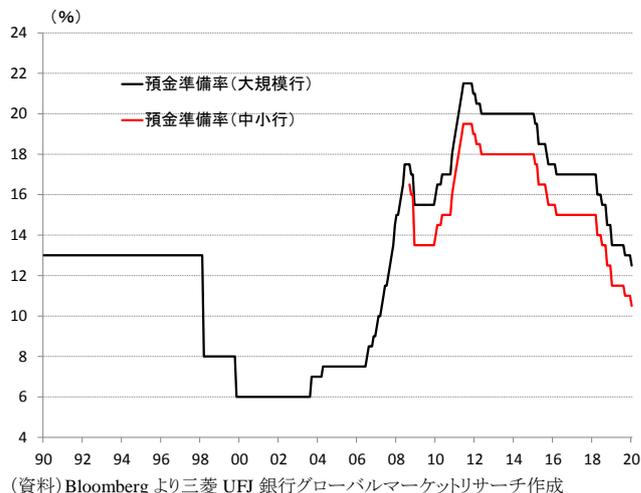
## ・中国景気底打ちの兆しも、まだ慎重に見極める必要

昨年12月31日に発表された中国の12月分の製造業PMIは50.2と市場予想(50.1)を上回り、前月(50.2)から横ばいとなった。一方、同月分非製造業PMIは53.5と、市場予想(54.2)、前月(54.4)共に下回った(第8図)。製造業が2ヶ月連続で好不況の分岐点である50を上回って来たことは朗報だが、新規受注指数は小幅に低下するなど、尚も完全に回復局面に入ったか予断を許さない状況にある。実際、1月1日には、中国人民銀行が1月6日より再び預金準備率を0.5%引き下げたことを表明した(第9図)。企業への資金繰り支援をさらに強化する狙いとみられるが、中国当局は依然景気減速を警戒している模様だ。

### 第8図：中国鉱工業生産(前年比)と製造業/非製造業PMI



### 第9図：中国銀行向け預金準備率



## ・来週(1/13～)の見通し

人民元対ドル相場は、当初米中通商協議の第1段階の合意が真に実現するのか様子見ムードにあったが、その後署名式が行われる可能性が次第に高まると、昨年末あたりからこれを織り込んで大きく上昇した。一方、1月9日午後に劉鶴副首相がワシントンを訪問して署名式を行なうと中国当局が発表した、人民元相場は比較的限られた反応であったことから、ポジティブ材料を相応に織り込み切った可能性もあろう。こうした中、来週は

15 日までに米中間で通商合意の署名式が行われ、その後合意文書が公表されるとみられる。言うまでもなく、仮に合意内容が想定以上に前向きな内容であればさらなる人民元の上昇材料に、逆に明らかに対立再燃の芽を内包するようなものであれば人民元の下落材料となり得る。この点当方は、既に米国側が発表した合意内容の概要を大きく越えるものにはなり難く、人民元相場はポジティブ材料を相応に織り込んでいる可能性も含めると、署名式(=正式合意)確認で今一步の反発はあり得るが、ここからのさらなる上昇余地は限定的となり、最終的に反落する展開を有力視している。

尚、来週 17 日には 12 月分の月次の主要経済指標に加え、2019 年通年の実質 GDP 成長率(前年比)が発表される。PMI に下げ止まりの動きがある中、ハードデータでもそうした傾向がみられて来るか注目される。

## ・見直しレンジの修正

尚、年末年始の上昇で、人民元対ドル相場が本誌 2019 年 12 月 4 日号で示した 2020 年第 1 四半期の見直しレンジの人民元高サイドの上限を上回ったことから、見直しレンジ全体を若干人民元高方向へ修正した。但し、米中通商摩擦は今後も燻り続け、中国景気の底入れもまだ不透明であることから、人民元下落方向の見直しは不変である。

	1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月
USD/CNY	6.85～7.10	6.95～7.15	6.90～7.20	6.90～7.20
CNY/JPY	14.8～16.1	14.6～15.8	14.4～15.8	14.1～15.6

(1 月 10 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2020.01.06	6.9730	6.9630～ 6.9794	6.9745	0.0029	6.4552	-0.0012	0.8973	0.0008	7.7885	0.0083	1.8500	3,230.80	-0.39
2020.01.07	6.9690	6.9315～ 6.9790	6.9376	-0.0369	6.3991	-0.0561	0.8927	-0.0046	7.7562	-0.0323	1.6000	3,253.19	22.39
2020.01.08	6.9550	6.9368～ 6.9560	6.9420	0.0044	6.4009	0.0018	0.8925	-0.0002	7.7311	-0.0251	1.6000	3,213.43	-39.76
2020.01.09	6.9312	6.9207～ 6.9355	6.9311	-0.0109	6.3377	-0.0632	0.8919	-0.0006	7.7012	-0.0299	2.2500	3,242.78	29.34
2020.01.10	6.9283	6.9226～ 6.9388	6.9290	-0.0021	6.3250	-0.0127	0.8925	0.0006	7.6944	-0.0068	2.2000	3,240.07	-2.70

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

### 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社  
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は 2019 年 12 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

#### 【行政法規】

##### 【外商投資】

#### ●「中華人民共和国外商投資法実施条例」

(国務院令第 723 号、2019 年 12 月 26 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)

2020 年 1 月 1 日付で施行された「外商投資法」の実施条例。詳細は下記の解説をご参照。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content\\_5465449.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm)

#### 【規則】

##### 【外商投資】

#### ●「外商投資情報報告弁法」

(商務部・国家市場監督管理総局令 2019 年第 2 号、2019 年 12 月 30 日公布、同年 1 月 1 日施行)

「外商投資法」に定められる商務部門への「外商投資情報報告」についての規則。詳細は下記の解説をご参照。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201912/20191202926620.shtml>

#### ●「外商投資情報報告の関係事項に関する公告」

(商務部公告 2019 年第 62 号、2019 年 12 月 31 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)

上記「外商投資情報報告弁法」の関係規定。詳細は下記の解説をご参照。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201912/20191202927046.shtml>

##### 【輸出入管理】

#### ○「自動輸入許可管理貨物目録(2020 年)」

(商務部・税関総署 2019 年第 63 号、2019 年 12 月 10 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)

2020 年の自動輸入許可管理貨物目録。自動輸入許可管理貨物は、「自動輸入許可証」(申請から 10 日以内に自動的に交付される)の事前取得を義務付けている貨物のこと。

※「自動輸入許可」: 輸入自由品目の一部に対する輸入状況を監視するための管理制度。輸入者は事前に「自動輸入許可証」の取得を要するが、許可証は申請をすると自動的に発給される。「自動輸入許可管理品目」の目録は毎年公布される。

■対象品目は、肉類・食料品、農産物、原油・石油精製品、化学肥料、再生繊維・半合成繊維、鉄鉱石・銅精鉱・石炭の非機械・電気製品 23 種類と機械・電気製品 13 種類。そのうち機械・電気製品は、タバコ機械、移動通信製品、衛星・放送テレビ設備および重要部品、自動車製品、航空機、船舶、工事機械、印刷機械、紡織機械、金属精錬・加工設備、金属加工工作機械、電気設備、医療設備で、前年とほぼ同じ 402 品目。

■原文と目録は、商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201912/20191202924855.shtml>

#### ○「輸入許可証管理貨物目録(2020 年)」

(商務部・税関総署公告 2019 年第 65 号、2019 年 12 月 31 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)

2020年の輸入許可証管理貨物目録。輸入許可証管理貨物目録は、中国政府が輸入制限を目的として「輸入許可証」の事前取得を義務付けている貨物のこと。

■対象品目は、前年と同じオゾン層破壊物質(49品目)と中古機械・電気製品(化工設備、金属精錬設備、工事機械、クレーン運輸設備、抄紙設備、電力・電気設備、食品加工・包装設備、農業機械、紡織機械、船舶、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラム、エックス線管の12種類69品目)。

■原文と目録は、商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201912/20191202927133.shtml>

## ○「検査を実施する輸出入商品目録の調整に関する公告」

(税関総署公告2019年第220号、2019年12月26日公布、2020年1月1日実施)

法定検査の対象とされる輸出入商品目録の調整。対象品目は、綿織物・合成繊維の強力糸の織物、シャツ、スポーツ用トラックスーツ、ステンレス鋼・合金鋼・アルミ製品、銅ケーブル、織り機・編み機など199品目で、いずれも輸入検査の取り消し。目録の調整は1995年以来で、輸入検査品目は以前の816品目から約4分の1が取り消された(輸出検査品目は1577品目)。

■原文と目録は、税関総署の下記サイトをご参照。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2811876/index.html>

## 【関税】

## ○「国務院関税税則委員会の2020年輸入暫定税率等の調整計画に関する通知」

(税委会[2019]50号、2019年12月18日公布、2020年1月1日施行)

2020年の関税率の調整。国内需要の高い食料品や工業原材料に対する輸入商品の暫定税率、WTO情報技術協定に基づくIT製品の輸入税率のほか、関税割当商品、輸出商品、自由貿易協定に基づく輸入商品の税率が調整された。

■このうち、輸入商品暫定税率の調整品目は859品目で、冷凍豚肉(税率12%→8%)、油料作物の搾り粕(同ゼロ)、喘息・糖尿病などの新薬原料(同ゼロ)が目立つ。また、IT製品輸入税率の調整は、2015年に関税ゼロの対象品目を201品目に拡大合意したことによるもので、2020年7月1日から176品目について税率を大幅に引き下げる。

■原文と各税率表は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/23/content\\_5463213.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/23/content_5463213.htm)

## 【法令改廃】

## ○「商務部の一部規則の廃止に関する決定」

(商務部令2019年第3号、2019年12月28日公布、2020年1月1日公布)

「外商投資法」の施行に伴い、その規定に合致しない規則を廃止するもの。

■今回、廃止される規則は、以下の通り。

1. 「外商投資株式有限公司設立の若干の問題に関する暫定施行規定」(対外貿易経済合作部令1995年第1号、1995年1月10日公布・施行、2015年10月28日改正)・・・外商投資株式有限公司の設立についての基本規定
2. 「外商投資企業投資者持分変更の若干の規定」([1997]外経貿法発第267号、1997年5月28日公布・施行)・・・投資者間の持分譲渡などで持分を変更する場合の手続きについての規定
3. 「金融資産管理会社の外資吸収による資産再編・処置参与の暫定施行規定」(対外貿易経済合作部・財政部・中国人民銀行令[2001]6号、2001年10月26日公布・施行)・・・金融資産管理会社が所有する国有企業の持分、現物資産、債券を外資に譲渡することにより外商投資企業を設立する場合の条件・手続きについての規則。
4. 「外商投資企業自動輸入許可管理実施細則」(対外貿易経済合作部・税関総署令2002年第4号、2002年2月8日公布・施行、2015年10月28日改正)・・・外商投資企業の自動輸入許可証取得手続きについての規則。

5. 「外商投資鉱産物探査企業管理弁法」(商務部・国土資源部令 2008 年第 4 号、2008 年 7 月 18 日公布、同年 8 月 20 日施行、2015 年 10 月 28 日改正)・・・外商投資鉱産物探査企業の設立の条件・手続きについての規則。
6. 「商務部の外商投資企業の持分出資に関する暫定施行規定」(商務部令 2012 年第 8 号、2012 年 9 月 21 日公布、同年 10 月 22 日施行、2015 年 10 月 28 日改正)・・・国内外の投資者が国内企業の持分を出資し、外商投資企業を設立または外商投資企業に変更する場合の手続きについての規定。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/201912/20191202926627.shtml>

## ● 「外商投資法実施条例」が公布、施行される

2019 年 12 月 26 日に「外商投資法実施条例」が公布され、「外商投資法」とともに 2020 年 1 月 1 日付で施行された。「外商投資法」では、主に投資促進、投資保護、投資管理について規定され、実施条例ではこれらに対応した規定が設けられている。ただし、具体的な実施方法や措置を規定したものは少ない。

「外商投資法」では、外商投資企業の組織形態、組織機構およびその活動準則について、「公司法」、「パートナーシップ企業法」等の法律を適用し、「外商投資法」の施行後 5 年間は元の組織形態等を保留することができる定められているが、実施条例では、2025 年 1 月 1 日以降に外商投資企業がこれらを変更していない場合、「市場監督管理部門はその申請したその他の登記事項の処理を行わず、かつ関係する状況を公示する」とされている。2024 年 12 月 31 日までに変更しない場合、その外商投資企業は存続を許されるのか解散を求められるのかは、まだはっきりしない。

なお、実施条例では、外商投資企業の組織形態等の変更登記の具体的事項の処理については、國務院市場監督管理部門(注:現国家市場監督管理総局)が規定し、公布するとされており、いずれ規定が公布されるものと見られる。

## ● 「外商投資情報報告弁法」と関係規定が公布される

「外商投資法」と同実施条例では、商務部門への「外商投資情報報告」が規定されているが、これに関する「外商投資情報報告弁法」と関係規定(前掲「外商投資情報報告の関係事項に関する公告」)が公布された。

「外商投資情報報告」は、以前の外商投資企業の設立・変更での届出または審査・認可に代わる制度で、政府の説明によれば、外商投資企業の登記その他の手続きの前提条件ではなく、企業設立での行政審査・許可でもないとされている。ただし、報告は義務とされ、履行を怠った場合には処罰(下記)を受ける。その主な目的は、外資政策・措置の制定・完備化、サービス水準の正確性向上、適切な投資促進・保護活動に対して情報面で支援することとされている。

- ✓ 「外商投資情報報告」は、初期報告、変更報告、抹消報告、年度報告の 4 種類が定められている。
- ✓ 初期報告は、外商投資企業の設立時または国内の非外商投資企業を合併買収した場合の変更登記時に、企業登記システム(注:各地方の市場監督管理部門が開設するシステムで地方により名称が異なる、以下同じ)を通じて送付する。
- ✓ 変更報告は、変更事項が発生した際に提出するが、その変更事項が市場監督管理部門での変更登記(または届出)を要する場合は変更登記時、変更登記を要しない場合は変更事項発生から 20 営業日以内に、企業登記システムを通じて送付する。

なお、外商投資上場公司および全国中小企業株式譲渡システムに上場する公司については、外国投資者の持分比率の変化が 5%を超えた場合か、外国側の株式支配、相対的株式支配に変化が生じた場合に、投資者および株式の変更情報を報告する。

- ✓ 抹消報告は、外商投資企業の抹消登記時または内資企業に転換する場合の報告で、市場監督管理部門での抹消登記または変更登記を行うことにより、市場監督管理部門から商務部門に送付され、企業は送付を要しないとされる。
- ✓ 年度報告は、従来通り、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間に「国家企業信用公示システム」(注: 国家市場監督管理総局が開設するシステム)を通じて送付する。  
年度報告に誤り、漏れがある場合は、6 月 30 日までは「国家企業信用情報公示システム」を通じて訂正し、7 月 1 日以降は「外商投資報告管理システム」(注: 商務部が開設するシステム)を通じて訂正する。
- ✓ 上記の各報告の報告表の書式は、「外商投資情報報告の関係事項に関する公告」に記載されている。このうち、初期報告と変更報告の報告表は共通で、基本情報、投資者基本情報のほか、合併買収による外商投資企業設立の取引基本情報、外国投資者の上場公司戦略投資の取引基本状況で構成されている。それらの項目は、以前の外商投資企業設立・変更届出の申請表と大きな違いはないが、市場監督管理部門での設立・変更登記(届出)申請表の項目と同じであり、また多くの項目が選択方式となるなど簡素化されている。
- ✓ これらの報告は外国投資者(初期報告)または外商投資企業(その他の報告)が行うが、商務部門が未報告、報告の誤り・漏れを発見した場合、20 営業日以内に送付または訂正するよう通知し、それに応じない場合には 10 万元以上 30 万元以下の罰金を科すとされ、また故意に逃避したり、所属業種、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)への該当の有無、企業の投資者や実質的支配者などの重要情報に誤りがある場合には 30 万元以上 50 万元以下の罰金を科すとされている。
- ✓ これらの報告は、以下の場合にも適用される。
  - ・ 外商投資企業が国内で投資(多層にわたる投資を含む)し、企業を設立する場合(ただし、市場監督管理部門から商務部門に登記情報や年度報告が送付され、企業の報告は不要)
  - ・ 外商投資により設立する投資性公司、創業投資企業、投資を主業務とするパートナーシップ企業が国内で投資し企業を設立する場合
  - ・ 外国(地域)企業が中国国内で生産経営活動に従事する場合、同じく常駐代表機構を設立する場合
  - ・ 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者および国外に定住する中国公民が国内に投資する場合
- ✓ なお、経過措置に関して、2019 年 12 月 31 日以前に市場監督管理部門で設立登記を行って商務部門での設立届出を行っていない場合、および変更事項が発生して変更届出を行っていない場合は、2020 年 1 月 31 日までに商務部の「外商投資総合管理システム」を通じて届出を行うとされている。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2020 年 2 月 15 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>